

奈良県選挙管理委員会告示三十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年六月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
西峰正佳後援会	西峰正佳	西峰正佳	香芝市高一四九―一